

# 児童手当からの学校給食費等の申出徴収について

## 1. 制度の概要

児童手当受給者が、学校給食費や学校諸費、町立幼稚園・町立認定こども園の一時預かり保育利用料等を滞納している場合に、児童手当の支給額の全部または一部をそれらの費用の支払いに充てる旨の申出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

## 2. 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は以下のとおりです。

申出徴収対象費
学校給食費(小中学校)
小学校、中学校で使用する学用品購入費用
小中学校、町立幼稚園で必要な諸費用
幼稚園・町立認定こども園での一時預かり保育利用料
町立認定こども園の給食費

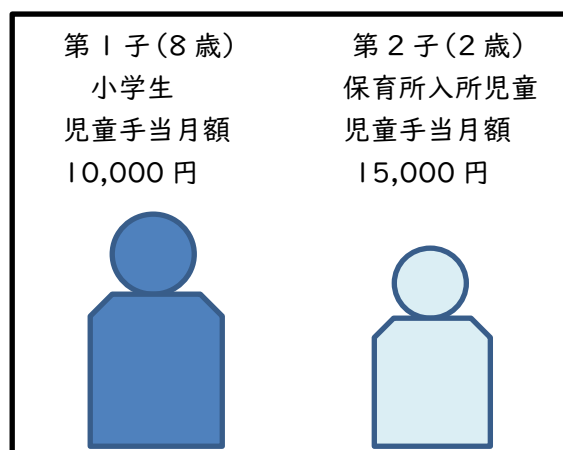
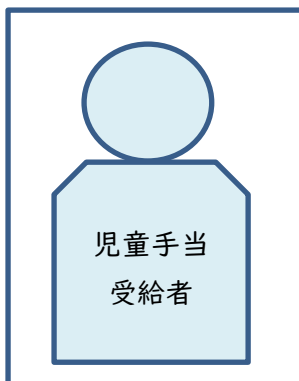
徴収の対象となる費用を重複して滞納している場合は、町で充当先を決定し、支払いに充てます。

## 3. 申出徴収について

- 申出徴収は、児童手当の各支払期(6月・10月・2月)に実施します。
- 申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を滞納している費用に充てることができます。
- 滞納費用がなくなった時点で徴収は終了しますが、申出期間中に再度滞納となった場合は申出に基づき徴収することになります。

例)

第1子分の学校給食費  
滞納額:50,000円



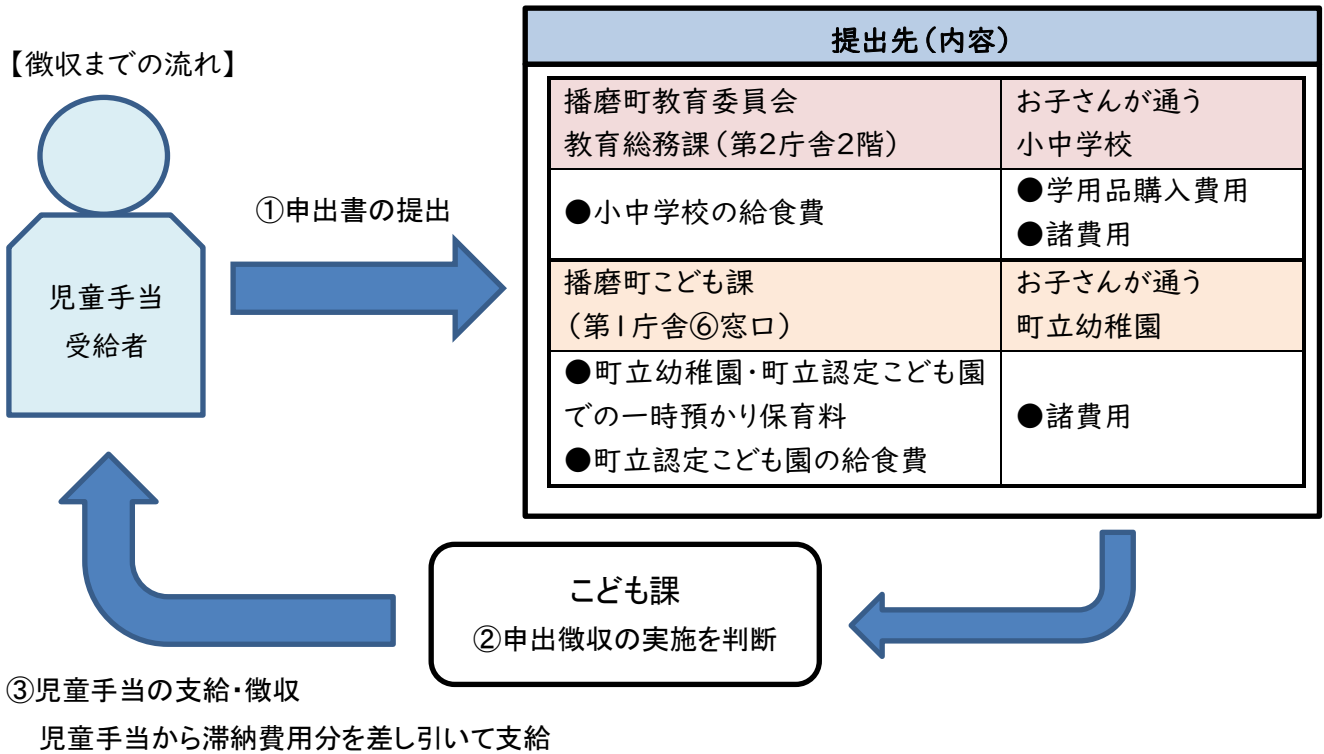
⇒第1子分の手当支払額40,000円(4か月分)全額と、第2子分の支払額60,000円(4か月分)のうちの10,000円を合わせて、滞納額全額50,000円の支払いが可能です。

児童手当振込額は残額の50,000円(100,000円-50,000円)となります。

#### 4. 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申出により実施する制度です。申出に基づき児童手当から徴収(支払い)させていただきます。

なお、申出の取り消し、または、申出された内容の変更をされる場合は、あらためて申出いただく必要があります。



※ 申出書は、申出徴収の開始を希望する児童手当の支払月(6月、10月、2月)の前月上旬までに各提出先にご提出ください。詳しい提出期日については各提出先にご確認ください。

#### 児童手当受給者の皆さまへ

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に支給されています。

子どもの育ちに必要な費用である保育料や学校給食費等を滞納しながら、児童手当が子どもの健やかな成長と関係のない用途に用いられることは、法の趣旨に添いません。

児童手当の趣旨についてご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ先	担当		電話番号	内容
	こども課	家庭支援係	079-435-2362	・児童手当の支給
		幼児保育係	079-435-0365	・町立幼稚園・町立認定こども園での一時預かり保育利用料の納付相談 ・町立認定こども園の給食費の納付相談
	教育総務課 学事係		079-435-0533	・小中学校給食費の納付相談(令和5年度以降の費用)
	お子さんが通う 小学校・中学校			・小中学校給食費の納付相談(令和4年度までの費用) ・小中学校の学用品購入及び諸費の納付相談
	お子さんが通う 町立幼稚園			・町立幼稚園で必要な諸費の納付相談

